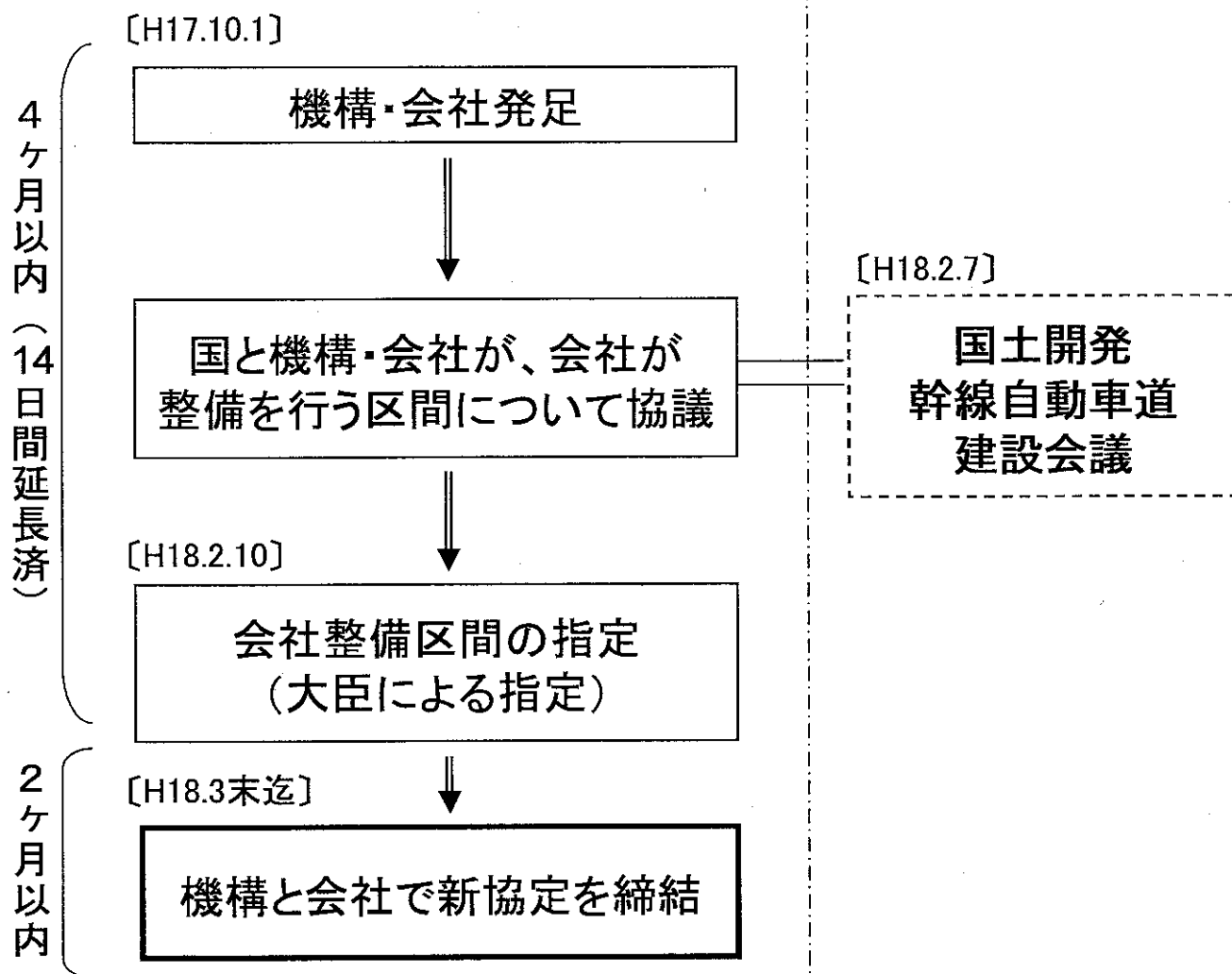


新協定について

【民営化から新協定に基づく高速道路整備に

至るまでのスケジュール】

《日本道路公団等民営化関係法施行法に おける協議・決定プロセス》

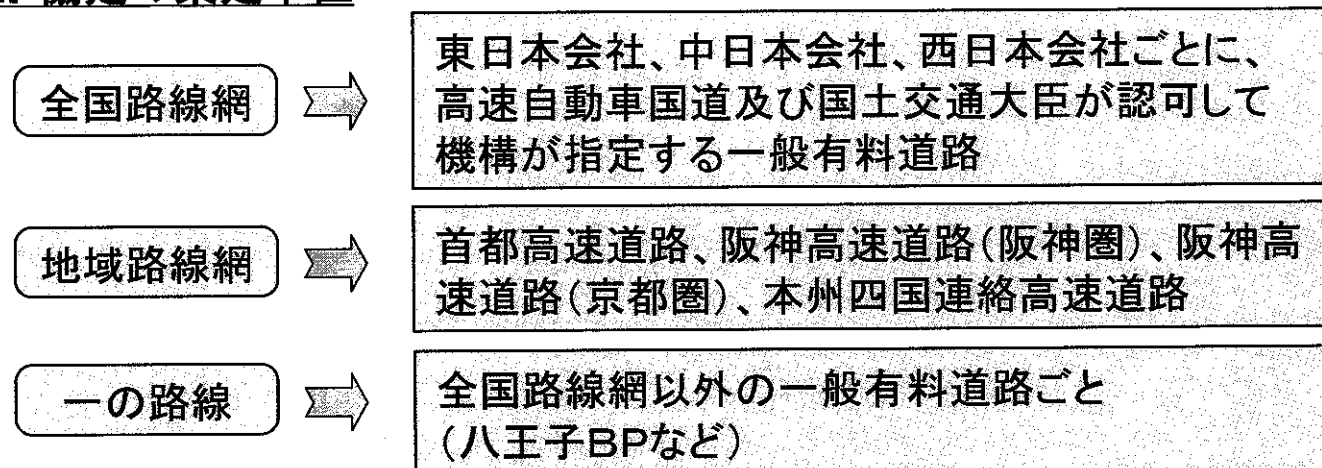


【新協定の概要】

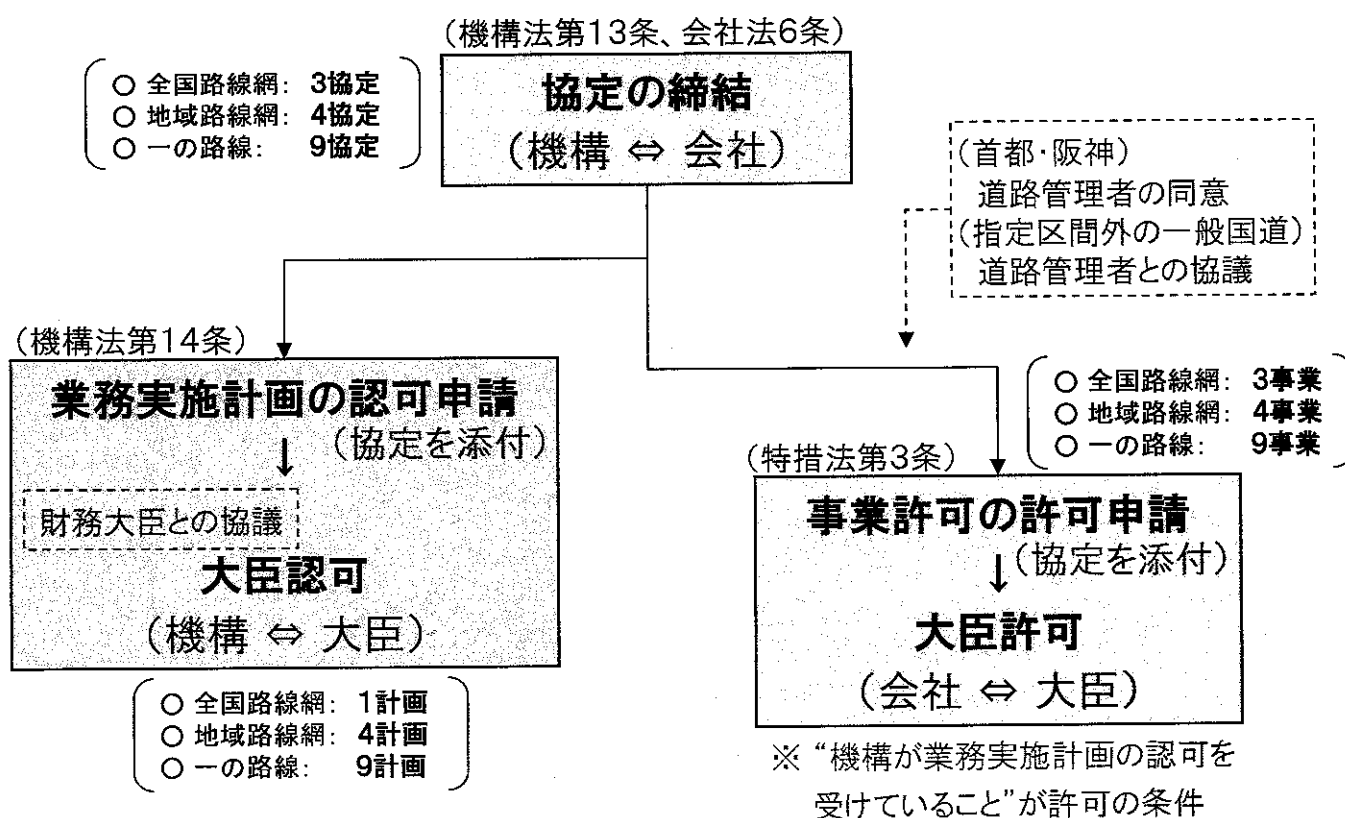
1. 協定の位置づけ

- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条に基づく。
- 高速道路事業を行う上で必要となる基本的事項について、機構と会社との間で締結。

2. 協定の策定単位



3. 協定・業務実施計画・事業許可の関係



4. 協定・業務実施計画・事業許可の記載内容＜法定＞

法定記載事項
①高速道路の路線名
②新設・改築又は修繕に係る工事の内容
③②に係る債務引受限度額
④災害復旧に係る債務引受限度額
⑤無利子貸付の貸付計画
⑥貸付道路資産の内容並びに貸付料の額及び貸付期間
⑦会社が徴収する料金の額及び徴収期間
⑧国土交通省令で定める事項
高速道路の管理の適正な水準の確保に関し必要な事項
会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成 に関し必要な事項
協定の変更その他必要な事項
⑨会社及び機構の収支予算の明細等

【新協定のポイント】

①民営化後45年で債務を完済し無料化

申合)「機構は民営化から45年後には債務を確実に完済」

衆附)「45年以内の債務返済が可能となるよう、必要な措置を検討」

参附)「45年以内のできるだけ早期に債務償還」



- ◆債務の返済期限を民営化後45年以内と法定するとともに高速国道について「有料道路事業費の半減」、「債務について、民営化時の総額を上回らないよう上限を設定する仕組み」などの枠組みを通じて、民営化から45年後には債務を完済して無料化

②建設コストを含めた有料道路事業費の縮減

申合)「建設費:高速国道について有料道路の対象事業費は最大で10.5兆円程度に縮減、その他の道路についても、更に建設費を縮減」

「管理費:平成17年度までに、3割のコスト縮減(対平成14年度)」

衆附)「企業努力による管理コストの低減を図る」

参附)「建設費・管理費のコスト削減は成果が確実に利用者に還元されるよう努める」



- ◆高速自動車国道については、徹底した建設コスト縮減等(6.5兆円程度)に加え、新直轄方式の導入(3兆円)により、有料道路事業費をほぼ半減(約20兆円→10.5兆円程度)
- ◆管理コストについては、平成14年度と比べ、平成17年度に約3割縮減、平成18年度以降も引き続きコスト縮減に努める

③真に必要な道路の確実な整備

申合)「必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設」

衆附)「厳格な評価に基づき真に必要なものについて新たな高速道路の整備」



- ◆真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担の下で建設

④「抜本的見直し区間」

申合)「厳格な評価の結果を踏まえ、整備のあり方を抜本的に見直す区間を設定」



- ◆抜本的見直し区間の5区間(143km)のうち、新直轄方式で整備することとされた3区間(108km)について、隘路となっている2区間(40km)に着工し、その他は当面着工しない
- ◆第二名神の2区間(35km)について、35%を超えるコスト削減を図るとともに、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て改めて事業の着工について判断

⑤「多様で弾力的な料金割引」

申合)「ETCの活用等により、弾力的な料金を導入」、「更なる弾力料金設定に努力」

衆附)「割引等弾力的な料金設定」、「ETC利用者に対する多様な割引制度の充実」

参附)「弾力的で多様な料金設定」、「適切な料金政策が講じられるよう十分配慮」



- ◆既にETCを活用した各種割引を実施しているが、会社による民間経営センスを活かした更なる多様で弾力的な料金設定を行うことが可能

⑥「管理の適正な水準の確保」

申合)「長大橋の適切な保全に配慮」

衆附)「高速道路の安全性を確保するため、維持・管理に万全を期すること」

参附)「道路の適時適切な修繕等に努め、その安全性及び耐久性を確保」



- ◆会社により、道路を常時良好な状態に保つよう適正かつ効率的に高速道路の管理を実施

⑦「会社の自主性が活かされる仕組み(インセンティブの付与)」

申合)「会社における有料道路事業の経営効率化を促すインセンティブの付与のあり方の検討」

衆附)「経営努力に対する適切なインセンティブの付与」

参附)「会社の経営努力に対する適切なインセンティブの付与」



- ◆建設、供用に関するインセンティブとして、早期供用や建設コスト縮減等、会社の努力が認められた場合は、削減額の一部を機構から会社へ助成

第2回国幹会議の概要（平成18年2月7日開催）

1. 道路関係四公団民営化について

今般の国土開発幹線自動車道建設会議（国幹会議）での審議・議論を受け、会社との正式協議を経て大臣による会社整備区間の指定を行い、3月末迄に会社と機構との間で新協定を締結する。

2. 審議事項

①会社の自主性を尊重した会社整備区間の確定

- ・各会社の意見も踏まえつつ原案を作成
（会社整備区間1, 153kmを選定）
- ・国幹会議後、改めて会社との正式協議を経て、大臣が指定

②新直轄区間の確定

- ・国幹会議に先立ち地方公共団体の意見を聴取
- ・「新直轄方式による整備の目安約3兆円」の対象区間を確定
（新たに新直轄方式に切り替わる区間123kmを選定し、
合計822km）

③更なるコスト削減の具体化

- ・2.5兆円の更なるコスト削減の具体的内容を確定

3. 報告事項

④「抜本的見直し区間」について

- ・新直轄3区間（108km）について、約2割のコスト削減（350億円減）を図るとともに、当面並行する一般道路が隘路となっている2区間40kmのみに着工し、その他68kmは当面着工しない。
- ・第二名神2区間（35km）について、35%を超えるコストを削減し（3,800億円減）、整備計画における概算事業費を変更する。主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない。